

## 介護保険制度の改正に関する意見書

2000年4月から導入された介護保険制度は、法律の規定に基づき施行後5年目の見直し時期を迎えている。

制度の開始時点では、約218万人であった要介護認定者が、2003年12月には約376万人へと7割程度増加しており、介護保険財政の悪化、不正請求、40歳となっている被保険者のあり方の見直しなど、制度全般に渡って様々な検討課題が浮上することとなった。

現在、政府は、被保険者の対象年齢の引き下げや給付対象の縮小、利用料の引き上げ、障がい者施策との統合等、制度の改正を検討しているが、高齢社会となった日本を豊かな社会とするためには、介護保険制度を安心して利用できるよう改善することが必要である。

よって、国会及び政府においては、介護保険制度の見直しにあたり、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 制度改正や障がい者支援費制度等の施策間の調整を図る際には、適切な情報開示を行うとともに、関係者の意見を十分に反映し、福祉施策の後退を生じさせないこと。
- 2 軽度の要介護者への訪問サービスの制限を行わないこと。
- 3 ケアマネジメントの適正化を図るとともに、不適切な支出の防止措置を講じること。
- 4 保険料・利用料について、低所得者向けの免除・軽減制度を整備すること。
- 5 グループホーム、特別養護老人ホームなど社会福祉基盤の整備を進めること。
- 6 高齢者の自立生活を支援するために、介護予防対策の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)3月30日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

(提出者) 全議員